

その他可決・承認された事項

滝上町まちづくり審議会設置条例の制定

滝上町まちづくり審議会の設置に係る条例を制定しました。

平成23年4月1日から施行

滝上町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

まちづくり審議会委員の報酬及び費用弁償について改正しました。平成23年4月1日から施行

滝上町公園条例の一部改正

公園内売店の使用料を一部改正しました。平成23年4月1日から施行

滝上町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の一部改正

事業報告書の作成及び提出期限について改正しました。

平成23年4月1日から施行

北海道市町村総合事務組合規約の一部変更

別表に「広域紋別病院企業団」を加えました。総務大臣の許可の日から施行

北海道町村議会公務災害補償等組合規約の一部変更

別表に「広域紋別病院企業団」を加えました。

オホーツク町村公平委員会委員の選任

任期満了に伴う網走支庁管内町村公平委員会委員の選任について、次の方を任命することに同意しました。

・北見市端野町二区3
47番地16
田中 誠 氏

滝上町固定資産評価審査委員会委員の選任

任期満了に伴う滝上町固定資産評価審査委員会委員の選任について、次の方を任命することに同意しました。

・滝上町あけぼの町
西 森 美貴男 氏
・滝上町大正
平 石 茂 氏
・滝上町幸町
竹 腰 稔 氏
・任期
自平成23年3月28日
至平成26年3月27日

財産の取得

・取得財産
スクールバス
・取得金額
2050万円
・相手方

紋別郡滝上町字オシラネツプ原野209
7番地8
株式会社トヨペット
サービスセンター
代表取締役
村山 勝利

町道の認定

・10線沢線
起点 滝ノ上原野2
180番17地先
終点 滝ノ上原野4
160番1地先
延長 2348m

町道の路線変更

・サクルー6号沢線
起点 サクルー原野
480番1地先
終点 サクルー原野
981番1地先
延長 4081m

・滝上原野10線
起点 滝ノ上原野1
407番1地先
終点 滝ノ上原野4
106番1地先
延長 920m

・五区川向線
起点 滝ノ上原野3
107番1地先
終点 滝ノ上原野3
26番5地先
延長 967m

株式会社たきのうえ
ドリームの経営計画

株式会社グリーンたきのうえの経営計画

2社の平成23年度の経営計画について承認されました。

3月定例会

2月25日に実施した所管事務の結果報告2件を了承・要望意見書案1件を原案どおり可決し関係機関等に送付しました。

所管事務結果報告

総務文教常任委員会

(行財政に関する事項)

- ・町税・公共料金の収納に係る関係各課の連携について
- ・町税の収納状況について

平成22年9月の所管事務調査では、滞納額増加による徴収率向上の指摘をしております。

その後の対策について調査したところ、関係各課による債権回収強化対策会議による対策が講じられたことで、収納率も上がってきている状況でした。

今後、関係各課更なる連携の元、徴収業務を行い、滞納額を減らしていくよう努力していただきます。

産業建設常任委員会

(公営住宅・上下水道等に関する事項)

- ・公営住宅使用料徴収状況について
- ・上下水道利用料徴収状況について

公営住宅、上下水道使用料等収納については、平成20年度21年度と増加傾向にありました滞納額ですが、その後の対策について調査したところ、関係各課による債権回収強化対策会議による対策が講じられたことで、収納率も上がってきている状況でした。

今後、関係各課更なる連携の元、徴収業務を行い、滞納額を減らしていくよう努力していただきます。

要 望 意 見 書

地域医療存続のための医師確保に関する要望意見 (要約掲載)

医師不足の現状は、本格的解決がなされなまま深刻な社会問題となっており、閉鎖に追い込まれる診療科や病院のみならず、地域医療が崩壊する危機的状況も生じています。

平成16年に始まった「新医師臨床研修制度」により、医師の地域偏在が進み、地方で勤務する医師の不足が深刻な状況になっており、医師不足からくる過酷な勤務状況であるとともに出張勤務に多額な費用を要して病院経営が非常に困難な状況にあることから、早急な解消対策が求められています。

住民の安全と安心を確保するため、救急医療をはじめとする地域医療体制の整備に当り、何よりもまず安定した医師の確保が必要です。

以上のことから、地方の医師不足と医師の偏在を解消し、安心で

記

医師不足の解消や地域ごと・診療科ごとの医師偏在の是正を図るために、医師臨床研修において医師の技術修得はもとより「医は仁術」という医療の基本を修得することを期し、医師不足地域での数年間の勤務義務など医師派遣体制を構築する法的措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、要望意見書を提出します。

要望意見書の提出先

- 内閣総理大臣
- 衆議院議長
- 参議院議長
- 総務大臣
- 厚生労働大臣